

**米国株式信用取引口座約款  
新旧対照表(2022年9月13日)**

(下線部分変更箇所)

| 新(改定後)  | 旧(改定前)  |
|---|---|
| <b>米国株式信用取引口座約款</b>   | <b>米国株式信用取引口座約款</b>   |
| 第1条～第2条 変更なし  | 第1条～第2条 省略  |
| (委託保証金)   | (委託保証金)   |
| 第3条 米国株式信用取引の委託保証金(以下「委託保証金」といいます。)は、アメリカ合衆国ドル通貨(以下「米ドル」といいます。)建てとし、米国株式信用取引は原則として米ドルで決済されることとします。  | 第3条 米国株式信用取引の委託保証金(以下「委託保証金」といいます。)は、アメリカ合衆国ドル通貨(以下「米ドル」といいます。)建てとし、米国株式信用取引は原則として米ドルで決済されることとします。  |
| 2 お客様は信用建玉の <b>反対売買</b> により利益相当額が発生した場合は、原則として決済と同時に委託保証金として差し入れることとします。  | 2 お客様は信用建玉の <b>売り返済</b> により利益相当額が発生した場合は、原則として決済と同時に委託保証金として差し入れることとします。  |
| 3 米国株式信用取引の委託保証金の最低維持率は30%とします。なお、委託保証金率が最低維持率を下回った場合、お客様は委託保証金率が最低維持率以上となるために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無を問わず当社に差し入れることとします。追加保証金は各現地取引日の取引終了後、最初に到来する翌国内営業日の19時 <b>30分</b> 頃に確定した金額を、その翌国内営業日まで(以下「追証解消期限」といいます。)に差し入れることとします。なお、追加保証金の差し入れにあたっては、信用建玉の <b>反対売買</b> を行うことにより、当該返済建玉代金の30%相当額を追加保証金額から控除することができます。 | 3 米国株式信用取引の委託保証金の最低維持率は30%とします。なお、委託保証金率が最低維持率を下回った場合、お客様は委託保証金率が最低維持率以上となるために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無を問わず当社に差し入れることとします。追加保証金は各現地取引日の取引終了後、最初に到来する翌国内営業日の19時頃に確定した金額を、その翌国内営業日まで(以下「追証解消期限」といいます。)に差し入れることとします。なお、追加保証金の差し入れにあたっては、信用建玉の <b>売り返済</b> を行うことにより、当該返済建玉代金の30%相当額を追加保証金額から控除することができます。 |
| 4 前項の追証解消期限の翌国内営業日の17時30分までに追加保証金の解消を確認できなかった場合、当社はお客様に通知することなく、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で全ての建玉を <b>反対売買</b> にて決済できるものとします。   | 4 前項の追証解消期限の翌国内営業日の17時30分までに追加保証金の解消を確認できなかった場合、当社はお客様に通知することなく、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で全ての建玉を <b>売り返済</b> にて決済できるものとします。   |
| 5 変更なし  | 5 省略  |
| 6 変更なし  | 6 省略  |
| (期日)  | (期日)  |
| 第4条 お客様は、米国株式信用取引の建玉を、当社の定める返済期限( <b>現地約定日</b> )までに <b>反対売買</b> により決済を行うこととします。   | 第4条 お客様は、米国株式信用取引の建玉を、当社の定める返済期限が <b>国内約定日となる日</b> までに <b>売り返済</b> により決済を行うこととします。  |
| 2 お客様が返済期限までに <b>反対売買</b> による決済を行わなかった場合、当社はお客様に通知することなく、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で建玉を <b>反対売買</b> にて決済いたします。その結果、お客様に決済損が生じ、委託保証金現金で充当できない場合、お客様は <b>反対売買</b>  | 2 お客様が返済期限までに <b>売り返済</b> による決済を行わなかった場合、当社はお客様に通知することなく、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で建玉を <b>売り返済</b> にて決済いたします。その結果、お客様に決済損が生じ、委託保証金現金で充当できない場合、お客様は <b>売り返済</b> の  |

| 新(改定後)  | 旧(改定前)   |
|---|--|
| <p data-bbox="253 174 762 244">の受渡日までに当社に対し、不足金を当社からの請求の有無を問わず、入金することとします。</p> <p data-bbox="124 300 403 327">第5条～第7条 変更なし</p> <p data-bbox="655 383 775 409">(2022.09)</p> | <p data-bbox="943 174 1449 244">受渡日までに当社に対し、不足金を当社からの請求の有無を問わず、入金することとします。</p> <p data-bbox="809 300 1050 327">第5条～第7条 省略</p> <p data-bbox="1326 383 1445 409">(2022.06)</p> |